

自治労埼玉県職員労働組合学校支部ニュース



〒 330 - 9301 さいたま市浦和区高砂 3 - 15 - 1
埼玉県庁地下 1F (P-BOX) TEL 048-830-7781 FAX048-825-7062
e-mail p-box@atlas.tky.plala.or.jp
URL http://www.saigakuro.com/indexsibu.html

2005年12月12日
第2号 発行責任 石山 博



扶養手当等認定権
小中学校長委任は
慎重に！
旅費請求グループ
相互確認は、
白紙！
助言 = 相互確認は
法的根拠なし！

石山学校支部長
要求概要説明
11月22日県教委交渉

手当認定権・旅費事務の変更等に関する交渉（県職労学校支部 11月22日交渉報告）

県教育局・提案4点について、11月22日に1回目の交渉を行いました。
内容は、扶養・児童手当の認定権の委譲、教育事務所のスリム化に伴う3カ所の駐在の統合、旅費の本人口座への振込、グループによる旅費請求書の相互確認。

扶養手当・児童手当の認定権の委譲について組合要求は、「殆どが単数配置である事務職員に過重な負担が掛かるので慎重に判断すること。導入される場合は認定権者となる学校長の責任を明確にし、研修を繰り返しおこなう。マニュアルを作成し配付。教育事務所の支援体制を可能な限り整備。」

教職員課は組合の要求を受け入れ、事後確認や認定時に職員に対して提出を求める書類や職員向けの説明通知を統一するなど、職員や事務職員にとっても分かりやすい仕組みを検討するとの回答。基本線で受結し、詳細の詰めは今後協議へ。実施は18年10月予定。

教育事務所駐在の統合は、給与検収会等での出張が負担とならないような方策を講ずるよう要求。市町村教育課から、検収会等を駐在が設置されていた地域でも実施する工夫していきたいと回答。受け入れへ。

旅費本人口座振込実施で、受領書が必要なくなる。現在3枚目は受領書と支給明細書を兼ねているので、コピーを渡しているのが一般的。旅行命令簿しか残らず金額計算の部分がないので、コピー・学校控えを残すとの回答。様式検討を含め継続協議へ。

旅費請求書のグループ確認は、教育事務所のスリム化による旅費審査事務の簡素化が元業務発令がされてなく、他校の書類を見る根拠がない。教職員課は、グループ内の他校事務職員より助言を受けるといった便法。兼務発令の必要性はないと回答。当局提案は安易で受け入れ難い。継続協議へ

県職労学校支部 10月20日県教委交渉報告

サービス残業を無くせ！時間外勤務の事前命令と事後確認は本人意向の尊重を約す
学校現場に於ける時間外勤務は、県行政職（月平均 11.6 時間）等と比較し少なめであるが管理職の無理解にて手当請求が正当に行なえない実態が一部あり。更に、学校の特殊性により労働現場を離れての自由な休憩時間を確保出来るケースは希少。学校の労働実態を無視する中での形式的な時間外勤務削減指導は、休憩時間確保を犠牲することにつながる恐れがある。

小中高県行政の2004年度 月平均 時間外勤務実績は
・小4.0時間・中4.5時間・県立高校3.6時間・県立養護2.8時間・県行政11.6時

県教委交渉確認事項の要旨

1日における30分未満の時間外勤務実績も手当の支給対象。月毎に合算して支給。所属長は本人の意向を尊重、内容を把握し時間外勤務を命令。所属長不在等事例よりやむを得ない場合は、事後の申し出により内容を把握し承認。

休憩時間確保について、県立学校では、校長会、事務長会等で引続き周知に努める。
一学期の冒頭の職員会議で校長が教職員に周知し、休憩時間の明示に努める等。
市町村立学校では、県校長会議等で休憩時間の趣旨徹底を行う。
事務職員等については、勤務時間に引き続く時間外勤務は割振変更の対象にはならない。

県教委はアスベスト対策の抜本的方策を！ 12月県議会に陳情書を提出

突然、8月に学校現場へアスベスト調査がおろされた。教育局説明会では、専門外の事務職員がやることゆえ、様々な質問がでたが、財務課は「やりなさい」の姿勢に終始した。県職労学校支部では、調査票の提出期限が短く、昭和62年当時のアスベスト調査と対策工事の問題点を引きずることがないよう、8月30日に県教委へ要求書を提出。

ポイントは以下。

文部科学省からの依頼調査とはいえ、県としての主体性が問われている。

費用を惜しんで問題を先送りしてはならない。S62年の調査、その後の対策も不徹底学校では吹き付け材以外も危険なので、調査対象&対策を広げ、計画的に撤去すること。

天井ボード類・Pタイル等の修理作業に携わってきた労働者や児童生徒の安全性の確保
10月20日、県教育局各課と団体交渉。

組合要求のボード類他については、8月4日調査を一步も出ない内容。教育局の主体性は、どこに行った？のだろうか。継続交渉で追及することに。

アスベスト問題については、12月5日県議会に県職労として陳情書を提出。

件名「学校におけるアスベスト対策の積極的推進について」。内容は、職員の切削修理により飛散する危険性があり、児童生徒がいる実態からも、実効性がある対策を切に陳情。

給与改定&賃金情報 給与構造見直しは、許されない

国に準じた給与表引き下げの根拠なし！ 地域手当導入は更なる差別分断を図るもの！

地公労は3回に亘り賃金確定交渉を行なう！

給与水準維持、ワタリ確保を要求し、0.5賃金確定を闘おう

今年の賃金確定闘争は、50年振りの「給与構造見直し」と「給与適正化提案」の撤回を軸に闘われた。地公労、県職労交渉と平行して、学校事務職員等の独自賃金課題も、夏から県教育局と折衝、交渉で詰めてゆき、11月30日の「学校事務職員の給与水準の維持改善について、引き続き最大限努力する」等3点について確認書取り交わし、0.5給与改定分についてはひとまず終了。

私達はこの成果をもって、1~2月の「4月給与構造見直し」交渉に突入していく。「平均4.8%の引き下げ」「5.7.9%の地域給の導入」「8級制から6級制への引き下げ」「特異廃止と成績主義の導入」に対して、全国に誇れる現在の学校事務職員給与水準の維持と実質ワタリの確保を要求して戦う。

なお、主幹面接については、16年度対象者48名のうち受験者38名、欠席10名
17年度主幹昇任は46名、最低年齢50歳、最高53歳。発令待ち152名。

高校技能職行(2)適用問題は、知事部局と足並みを揃えるということで、実施は見送られ継続交渉。「集中見直し期間の5年間」で職場環境、賃金構造、労働条件は一変する。県職労学校支部に結集し、自らの労働条件(未来)は自らの手で切り拓け

カンパ依頼！

学校支部は、教員以外の学校職員で結成された県内の小中高を貫く組合です！

自らの労働条件は自らの手で合言葉に自治労県職労と共に戦います！暖かいご支援を！

カンパ・振込先口座 中央労働金庫さいたま支店 普通預金 口座番号 5771574
振込名義 自治労埼玉県職員労働組合 学校支部会計 石山 博

加入のお誘い！

私達は決して抵抗勢力で無く、地域に密着し地方分権確立を目指します。

平和と地方公務員の生活・身分を守る自治労です！

貴方の組合加入を心よりお待ちしております！

私達はあなたを孤立させません。

孤立しがちな貴方を全力でささえます。



自治労埼玉県職員労働組合員一同

